

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議の概要

前回までの審議事項

(回収可能性に関する適用指針の公開草案のコメント対応案の検討)

1. 企業会計基準委員会は、2015年5月26日に企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性に関する適用指針の公開草案」という。)の公表を行った。回収可能性に関する適用指針の公開草案に対するコメント期間は2015年7月27日に締め切られ、22通のコメントレターが寄せられた。
2. これまでの企業会計基準委員会及び税効果会計専門員会(以下「専門委員会」という)では、寄せられたコメントについて、以下のとおり議論している。

論 点	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い他	第320回 (2015年9月25日)	第25回 (2015年9月24日)
(2) スケジューリングの定義に関する事項	同 上	同 上
(3) 合理的な説明に関する取扱い	同 上	同 上
(4) 早期適用の取扱い	第321回 (2015年10月9日)	第26回 (2015年10月6日)
(5) 適用初年度の期首の影響額の取扱い	同 上	同 上
(6) 上記に関連するコメント以外のもの	第318回 (2015年8月26日) 第319回 (2015年9月11日) 第321回 (2015年10月9日)	第23回 (2015年8月11日) 第24回 (2015年8月31日) 第26回 (2015年10月6日)

(※) 表中の回数及び日付は、開催された企業会計基準委員会及び専門委員会の回次及び開催日を示している。

(税効果会計に適用する税率に関する取扱い)

3. 税効果会計に適用される税率について、仮に2016年3月決算期において適用できるように開発すべきというニーズに対応する場合には、税率に関する適用指針を別途開発することを提案している。

4. 第 320 回企業会計基準委員会及び第 25 回専門委員会では、税効果会計に適用する税率に関する取扱いの方向性について審議を行った。

本日の審議事項

(回収可能性に関する適用指針の公開草案のコメント対応案の検討)

5. 本日は、第 2 項に記載した論点のうち(1)各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い他(審議事項(5)-2)、(2)スケジューリングの定義に関する事項(審議事項(5)-3)及び(3)合理的な説明に関する取扱い(審議事項(5)-4)について、議論を行う。

なお、第 320 回企業会計基準委員会及び第 25 回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(5)-5 に記載しており、第 27 回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(5)-7 に記載している。また、回収可能性に関する適用指針の公開草案について、仮に事務局の修正の提案を反映した場合のイメージ案を示した文案は、審議事項(5)-1 参考資料としている。

(税効果会計に適用する税率に関する取扱い)

6. 本日は、これまでに審議した税効果会計に適用する税率に関する取扱いの方向性を踏まえ、具体的な文案について、審議事項(5)-6 に基づいて議論を行う。なお、日本公認会計士協会の税効果会計に関する実務指針等の該当部分と比較する形式で示している表を審議事項(5)-6 参考資料としている。

以 上